## 令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公 社 等 の 名 称 : 一般財団法人 宮崎県交通安全協会

	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		契約所管部局
No.				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	・課(室)名
1	運転免許関係事務委託 (契約期間 H1.10.1~R4.9.30)	①宮崎電話をを記される。 第3年 では、10年 では、10	41, 798, 700	第167条の2第1項 第2号	を 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	警察本部 交通部 運転免許課
2	道路使用許可調査業 務委託	道路使用許可に関す る現地調査業務の委 託	8, 300, 000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、道路使用許可に関し道路又は交通の状況についての調査業務であり、本件調査には、専門的な知識・経験が必要である。なお、一般財団法人宮崎県交通安全協会は、交通の安全と円滑に寄与することを目的に設立された団体であり、道路交通法108条の31第2項7号の規定により、宮崎県公安委員会から「宮崎県交通安全活動推進センター」として唯一指定されていることから、当法人と随意契約を締結したものである。	警察本部 交通部 交通規制課
3	安全運転管理者等講習 業務委託	安全運転管理者等に 対する講習業務の委 託	12, 650, 000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、安全運転管理者等の資質の向連転を運動を表示がある。 本業所における運転を委託するである。 なってある。 なっていいである。 なっていいでは、 なっていいでは、 なっていいのでは、 なっている。 は、	警察本部 交通部交通企画 課